|  |
| --- |
| **「もずやん活用大阪プロモーション事業」に係る**  **企画提案公募要領** |

大阪府（以下「府」という。）では、2025年大阪・関西万博の開催を契機として、「大阪」の情報と魅力を強力に発信し、さらなる大阪のイメージ向上・国内外からの誘客促進につなげるため、大阪府　　広報担当副知事「もずやん」（大阪府メインキャラクター）を積極的に活用したプロモーションを推進　　する「もずやん活用大阪プロモーション事業」を実施します。

本事業を実施するにあたり、民間事業者等の知識やノウハウ等を活用し、より効果的・効率的に　　　進めて行くため、企画提案公募により受託事業者を募集します。

**１　事業名**

もずやん活用大阪プロモーション事業

(1)　業務の趣旨・目的・概要

別紙『「もずやん活用大阪プロモーション事業」業務委託仕様書』のとおり

(2)　契約期間

契約締結日から令和７年11月28日（金曜日）まで

(3)　委託上限額

34,100,000円（消費税及び地方消費税含む）

**２　スケジュール**

令和７年５月13日（火曜日）　　　公募開始

令和７年５月26日（月曜日）　　　説明会開催

　　令和７年５月28日（水曜日）　　　質問受付締切

令和７年６月13日（金曜日）　　　提案書類提出締切

令和７年６月中旬　　　　　　　　　選定委員会（プレゼンテーション審査）

　　令和７年６月下旬　　　　　　　　　契約締結・業務開始

　　令和７年11月28日（金曜日）　　業務終了

**３　公募参加資格**

次に掲げる要件をすべて満たす者又は複数の者による共同企業体（以下「共同企業体」という。）であること。

なお、共同企業体で参加する者にあっては、構成員全員が該当すること。

(1)　次のアからクまでのいずれにも該当しない者であること。

ア　成年被後見人

イ　民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第３条第３項の規定により　　　なお従前の例によることとされる同法による改正前の民法（明治29年法律第89号）第11条に規定する準禁治産者

ウ　被保佐人であって契約締結のために必要な同意を得ていない者

エ　民法第17条第１項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人で　　あって、契約締結のために必要な同意を得ていない者

オ　営業の許可を受けていない未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者

カ　破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

キ　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第32条第１項　　各号に掲げる者

ク　地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の４第２項各号のいずれかに該当　　すると認められる者（同項各号のいずれかに該当すると認められることにより、大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受け、その措置期間を経過した者を除く。）又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者

(2)　民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第１項又は第２項の規定による再生手続開始の　申立てをしている者又は申立てをなされている者（同法第33条第１項の再生手続開始の決定を受け、かつ、大阪府入札参加資格審査要綱に基づく物品・委託役務関係競争入札参加資格の再認定がなされた者を除く。）、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第１項又は第２項の規定による更生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者（同法第41条第１項の更生手続開始の決定を受け、かつ、同要綱に基づく物品・委託役務関係競争入札参加資格の再認定がなされた者を除く。）、金融機関から取引の停止を受けている者その他の経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。

(3)　府の区域内に事業所を有する者にあっては、府税に係る徴収金を完納していること。

(4)　府の区域内に事業所を有しない者にあっては、主たる事務所の所在地の都道府県における最近　１事業年度の都道府県税に係る徴収金を完納していること。

(5)　消費税及び地方消費税を完納していること。

(6)　大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止措置を受けている者又は同要綱別表各号に　　掲げる措置要件に該当する者でないこと。

(7)　次のアからウのいずれにも該当しない者であること。

ア　大阪府暴力団排除条例に基づく公共工事等からの暴力団の排除に係る措置に関する規則（令和２年大阪府規則第61号。以下「暴力団排除措置規則」という。）第３条第１項に規定する入札参加除外者（以下「入札参加除外者」という。）

イ　暴力団排除措置規則第９条第１項に規定する誓約書違反者（以下「誓約書違反者」という。）

ウ　暴力団排除措置規則第３条第１項各号のいずれかに該当すると認められる者

(8)　府を当事者の一方とする契約（府以外の者のする工事の完成若しくは作業その他の役務の　　　給付又は物件の納入に対し府が対価の支払をすべきものに限る。以下同じ。）に関し、入札談合等（入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（平成14年法律第101号）第２条第４項に規定する入札談合等をいう。以下同じ。）を行ったことにより損害賠償の請求を受けている者でないこと。

**４　応募の手続き**

本事業の提案に参加を希望する者の受付手続等は、以下のとおりです。

「３　公募参加資格」を確認の上、必要な書類を受付期間内に提出してください。

(1)　公募要領の配布及び応募書類の受付

ア　配布方法

公募要領及び各種様式は、広報広聴課ホームページからダウンロードしてください。

（https://www.pref.osaka.lg.jp/fuseiunei/kouhou/mozuyan/koubo/r7.html）

※窓口・郵送による配布は行いません。

イ　受付期間

令和７年５月13日（火曜日）から令和７年６月13日（金曜日）まで

（土曜日、日曜日を除く。午前10時から午後5時まで。正午から午後１時を除く。）

ウ　受付場所

大阪府府民文化部府政情報室広報広聴課広報グループ

住所：〒540-8570　大阪市中央区大手前３丁目　大阪府庁別館２階

電話番号：06-6944-6063（土曜日、日曜日を除く。）

エ　提出方法

事前に電話連絡の上、書類は必ず受付場所に持参してください。

（持参以外の方法（郵送・メール等）による提出は受け付けません。）

オ　費用の負担

応募に要する経費は、すべて応募者の負担とします。

(2)　応募書類

ア　応募申込書（様式１：正本１部、副本８部）

イ　企画提案書（様式２：正本１部、副本８部　※別添仕様書に基づき作成）

＊企画提案書を補足する資料については、様式自由

ウ　応募金額提案書（様式３：正本１部、副本８部）

エ　事業実績申告書（様式４：正本１部、副本８部）

オ　共同企業体で参加の場合

①　共同企業体届出書（様式５：１部）

②　共同企業体協定書（写し）（様式６：１部）

③　委任状（様式７：１部）

④　使用印鑑届（様式８：１部）

カ　誓約書（参加資格関係）（様式９：１部）

キ　事業実施体制の組織表

（様式自由：正本１部、副本８部　※各構成員の役割分担等が明示されているもの）

［添付書類］

（正本１部を提出してください。共同企業体で参加の場合、すべての構成員分を提出してください。）

ク　定款又は寄付行為の写し（１部）（原本証明してください。）

ケ　①　法人登記簿謄本（１部）（法人の場合に提出してください。）

・発行日から３カ月以内のもの

②　本籍地の市区町村が発行する身分証明書（１部）（個人の場合に提出してください。）

・発行日から３カ月以内のもの

・準禁治産者、破産者でないことが分かるもの

③　法務局が発行する成年後見登記に係る登記されていないことの証明（１部）（個人の　　場合に提出してください。）

・発行日から３カ月以内のもの

・「成年被後見人、被保佐人、被補助人とする記録がない」ことの証明

コ　納税証明書（各１部）（未納がないことの証明：発行日から３カ月以内のもの）

①　大阪府の府税事務所が発行する府税（全税目）の納税証明書

・大阪府内に事業所がない方は、本店を管轄する都道府県税事務所が発行するものに

　代えます。

②　税務署が発行する消費税及び地方消費税の納税証明書

サ　財務諸表の写し（１部：最近１カ年のもの、半期決算の場合は２期分）

①　貸借対照表

②　損益計算書

③　株主資本等変動計算書

シ　障害者雇用状況報告書の写し（１部）

a　常時雇用労働者数が4０人以上の事業主の場合

・「障害者の雇用の促進等に関する法律」により事業主（常時雇用労働者数が43.5人　　　以上)に義務化されている｢障害者雇用状況報告書（様式第６号）｣の写し

・本店所在地管轄の公共職業安定所に提出済で受付印のあるもの

（インターネットによる報告をした場合は、受付印は不要ですが、到達を確認できる　　書類を併せて提出してください。）

b　常時雇用労働者数が4０人未満の事業主の場合

・「障がい者の雇用状況について」 （様式10）

　(3)　応募書類の返却

応募書類は理由の如何を問わず、返却しませんのでご了承ください。

なお、応募書類は本件に係る事業者選定の審査目的のみに使用し、他の目的には使用しません。

(4)　応募書類の不備

応募書類に不備があった場合には、審査の対象とならないことがあります。

(5)　その他

ア　応募は１者１提案とします（共同企業体構成員として参加する場合を含む）。

イ　応募書類はカラー印刷にしてください。

ウ　応募書類の提出に際しては、正本、副本それぞれ１セットずつＡ４ファイルに綴って提出してください。応募書類は電子媒体（CD－R等）での提出もお願いします。

エ　副本は選定委員会での説明資料になります。提案内容を客観的かつ公正に審査するため、提案事業者が特定できる内容等（代表者、社章、所在地、電話番号等含む）が記載されている場合は、副本の当該箇所を黒塗りし提出してください。

オ　正本の表紙及び背表紙には提案事業タイトルと提案団体名を記入、副本の表紙及び背表紙には提案事業タイトルのみを記入してください。

＜記入例＞

正本：「もずやん活用大阪プロモーション事業」提案書　株式会社○○（法人名等）

副本：「もずやん活用大阪プロモーション事業」提案書

カ　書類提出後の差し替えは認めません（大阪府が補正等を求める場合を除く）。

キ　提出書類に虚偽の記載をした者は本件への参加資格を失うものとします。

**５　説明会**

本業務の詳細に関する説明会を開催します。提案予定者は可能な限り参加してください。

(1)　開催日時

令和７年５月26日（月曜日）午後２時から午後３時まで

※終了時刻は進行状況により前後する可能性がありますのでご了承ください。

(2)　開催場所

オンライン会議システムMicrosoft Teamsによりオンライン開催

（申込みいただいた方には別途視聴URLをご連絡します。）

(3)　申込方法

・電子メール（メールアドレス：koho-01@gbox.pref.osaka.lg.jp）でお申し込みください。

・「件名」に「説明会申込み：もずやん活用大阪プロモーション事業（法人名等）」と明記してください。電子メール本文に「法人名等」「参加者職・氏名」「連絡先」「参加人数」を記入してください。

・電子メール送信後、必ず電話連絡（06-6944-6063）をお願いします。

（電話連絡:土曜日、日曜日を除く。午前10時から午後５時まで｡正午から午後１時を除く。）

※電子メール以外（口頭、電話等）による申込みは受け付けません。

※説明会には、企画提案公募要領・仕様書等を用意してください。

※会場の都合により、応募者１者につき２名までの出席でお願いします。

※障がい等により配慮を希望される方は事前にご相談ください。

(4)　説明会への申込期限

令和７年５月23日（金曜日）正午まで

**６　質問の受付**

(1)　受付期間

公募開始日から令和７年５月28日（水曜日）午後５時まで

(2)　提出方法

・電子メール（メールアドレス：koho-01@gbox.pref.osaka.lg.jp）で受け付けます。

・「件名」に「質問：もずやん活用大阪プロモーション事業（法人名等）」と明記してください。

・電子メール送信後、必ず電話連絡（06-6944-6063）をお願いします。

（電話連絡:土曜日、日曜日を除く。午前10時から午後５時まで｡正午から午後１時を除く。）

※電子メール以外（口頭、電話等）による質問は受け付けません。

※質問への回答は広報広聴課ホームページ

（https://www.pref.osaka.lg.jp/fuseiunei/kouhou/mozuyan/koubo/r7.html）に、

令和7年６月４日（水曜日）頃を目途に掲示し、個別には回答しません。

**７　審査の方法**

(1)　審査方法

ア　(2)の審査基準に基づき、外部委員で構成する選定委員会による審査を行い、最優秀提案者　　（及び次点者）を決定します。ただし、最高点の者が複数者いる場合は、提案金額の安価な者を最優秀提案事業者とします。

イ　審査は、原則としてプレゼンテーション審査にて行います（応募者が多数の場合は、書類審査による一次審査を実施する場合があります。書類審査にて上位5者程度を選定し、書類審査を通過した提案についてプレゼンテーション審査を行います。）。書類審査の結果及びプレゼンテーション審査の日時と詳細については、対象者にメールにて通知します。プレゼンテーション審査にはパワーポイント等の機材は使用できませんのでご了承ください。

ウ　最優秀提案者の評価点が、審査の結果、100点満点中60点以下の場合は採択しません。

なお、審査内容に係る質問や異議は一切受け付けません。

エ　最優秀提案者は特別の理由がないかぎり、契約交渉の相手方に決定します。

(2)　審査基準

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 審 査 項 目 | 審 査 内 容 | | 配点 |
| 万博会場における　大阪PRイベント | * 大阪府広報担当副知事「もずやん」を通じて、大阪の情報と魅力を発信し、かつ誘客促進につながる実現可能な企画となっているか。 * イベントは、子どもや外国人、聴覚に障がいがある人にも伝わるような工夫がなされたものが提案されているか。 * ステージコンテンツは、キャラクターを通して、来場者が楽しみながら大阪の魅力を感じることができる具体的な内容となっているか。 * 「くまモン」や「しまねっこ」等の複数キャラクターが出演するなど、キャラクター同士が連携することで、相乗効果を発揮するような工夫がされているか。 * 雨天時や暑さを想定・対策したイベントが具体的に企画されているか。 * 多くの来場者を得るための効果的な広報及び集客手法が提案されているか。 | | 25点 |
| 「もずやん」を  活用した府内全域のPR動画制作  及びそれを活用したプロモーション | * 「もずやん」の親しみやすさを活かすとともに、“大阪”を旅先に選び、訪れるきっかけとなるような広報・プロモーションが具体的に提案されているか。 * プロモーション動画について、府内全域を効果的にPRするためのエリア分けを行うとともに、来阪意欲を高める切り口が提案されているか。 * また、より多くの国外の方にも見ていただけるように必須言語の日本語・英語以外でも制作されているか。 * 動画制作にあたり、大阪全体の魅力を知ることができるような　内容が盛り込まれているか。 | 20点 | 45点 |
| * 府公式SNSや、デジタルサイネージ、各種広告や事業者のネットワーク等を有効に活用した実効性の高いプロモーションが提案されているか。 * 万博会場でのイベント時に放映することを想定し、イベントのPR効果を高められるよう、一体的なプロモーション構成となっているか。 | 25  点 |
| 効果測定 | * 観光促進を目的とする事業にキャラクターを活用する効果を測るための項目が提案されており、今後のキャラクター広報の企画検討に資する内容となっているか。 * 効果測定の手法及びアンケートの実施方法、回収率を高める方法が具体的で実効性のある提案となっているか。 | | 10点 |
| 事業実施体制及び　スケジュール | * 企画提案のスケジュールは現実的であり、事業を確実かつ円滑に実施できる運営体制が確保されているか。 * 事業遂行における専門性、ネットワーク、ノウハウは十分か。 | | 10点 |
| 障がい者雇用 | * 常用労働者４０人以上の場合、法定雇用障がい者数を超える　　　障がい者を雇用しているかどうか。または、常用労働者４０人　　未満の場合、１人以上障がい者を雇用しているかどうか。 | | 5点 |
| 価格点 | （価格点の算定式）  満点（5点）×提案価格のうち最低価格／自社の提案価格   * ※小数点以下は切り捨て | | 5点 |
| 合計 |  | | 100点 |

(3)　審査対象からの除外（失格事由）

次のいずれかに該当した場合は、提案審査の対象から除外するとともに、別途、入札に準じて入札参加停止等の措置を講じることとします。

ア　選定委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること

イ　他の応募提案者と応募提案の内容又はその意思について相談を行うこと

ウ　事業者選定終了までの間に、他の応募提案者に対して応募提案の内容を意図的に開示すること

エ　応募提案書類に虚偽の記載を行うこと

オ　その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと

　(4)　審査結果

ア　契約交渉の相手方が決定した後、審査結果は採択に関わらず、全応募者に通知します。

イ　選定過程の透明性を確保する観点から、以下の項目を広報広聴課ホームページ

（https://www.pref.osaka.lg.jp/fuseiunei/kouhou/mozuyan/koubo/r7.html）において公表します。

応募者が２者であった場合の次点者の得点は公表しません。

①　最優秀提案事業者及び契約交渉の相手方と評価点及び提案金額

②　全提案事業者の名称　＊申込順

③　全提案事業者の評価点　＊得点順 内容は①に同じ

④　最優秀提案事業者の選定理由　＊講評ポイント

⑤　選定委員会委員の氏名及び選任理由

⑥　その他（最優秀提案事業者と契約交渉の相手方が異なる場合は、その理由）

**８　契約手続きについて**

(1)　契約交渉の相手方に選定された者と府との間で協議を行い、契約を締結します。

(2)　契約金額の支払いについては、精算払いとします。

(3)　契約に際して、暴力団排除措置規則第８条第１項に規定する誓約書（様式11）を提出いただきます。誓約書を提出しないときは、府は契約を締結しません。

(4)　契約交渉の相手方が、契約交渉の相手方として決定した日から契約締結の日までの間において、暴力団排除措置規則第３条第１項に規定する入札参加除外者、同規則第９条第１項に規定する　　誓約書違反者又は同規則第３条第１項各号のいずれかに該当したと認められるときは、契約を締結しません。

(5)　契約交渉の相手方が、契約交渉の相手方として決定した日から契約締結の日までの間において、次のア又はイのいずれかに該当したときは、契約を締結しないことがあります。

ア　大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受けている者又は同要綱別表各号　に掲げる措置要件に該当する者

イ　府を当事者の一方とする契約に関し、入札談合等を行ったことにより損害賠償の請求を受けた者

(6)　契約相手方は、この契約の締結と同時に、契約金額の100分の５以上の額の契約保証金を納付しなければなりません。

ただし、契約保証金の納付は、次に掲げる担保の提供をもって代えることができます。

ア　国債又は地方債。この場合において、提供される担保の価値は額面金額又は登録金額によります。

イ　政府の保証のある債券又は銀行、株式会社商工組合中央金庫、農林中央金庫若しくは全国を地区とする信用金庫連合会の発行する債券。この場合において、提供される担保の価値は額面　金額又は登録金額（発行価格が額面金額又は登録金額と異なるときは、発行価格）の８割に　　相当する金額によります。

ウ　銀行又は府が確実と認める金融機関（出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和29年法律第195号）第３条に規定する金融機関（銀行を除く。）をいう。以下同じ。）が振り出し、又は支払保証をした小切手。この場合において、提供される担保の価値は小切手金額によります。

エ　銀行又は府が確実と認める金融機関が引き受け、又は保証若しくは裏書をした手形。この場合において、提供される担保の価値は手形金額によります。

オ　銀行又は府が確実と認める金融機関に対する定期預金債権。この場合において、提供される　担保の価値は当該債権の証書に記載された債権金額によります。

カ　銀行又は府が確実と認める金融機関の保証。この場合において、提供される担保の価値は保証書に記載された保証金額によります。

(7)　(6)にかかわらず、次のいずれかに該当するときは、契約保証金の全部又は一部を免除します。

ア　この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約（保険金額は、契約金額の100分の５以上）を締結したとき。この場合においては、契約相手方は履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を府に寄託しなければなりません｡

イ　大阪府財務規則（昭和55年大阪府規則第48号）第68条第３号に該当する場合における　　契約相手方からの契約保証金免除申請書の提出（国、地方公共団体、独立行政法人通則法第２条第１項に規定する独立行政法人、国立大学法人法第２条第１項に規定する国立大学法人、地方独立行政法人法第２条第１項に規定する地方独立行政法人又は沖縄振興開発金融公庫と同種類及び同規模（当該契約金額の７割以上）の契約履行実績が過去２年間で２件以上ある場合で、かつ、不履行がないと認めるとき）。

ウ　大阪府財務規則第68条第６号に該当するとき。

**９　その他**

応募提案にあたっては、大阪府公募型プロポーザル方式実施基準、公募型プロポーザル方式応募提案・見積心得、公募要領、仕様書等を熟読し遵守してください。